

表2 令和4年度 保険医療機関等に対する指導計画【医科】

		4月	5月			6月	7月			8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
集団指導	集団指導 (新規指定)	—	—			—	—			—	—		—	—	—	—	—	—	—
	集団指導 (更新時)	—	—			—	—			—	—		—	—	—	—	—	—	632
集团的個別指導 (集団部分)			札幌	帯広	函館	釧路	北見	旭川	稚内	留萌	岩見沢	江差	苫小牧	小樽					234
合計		0	179			6	22			2	9		12	4	0	0	0	0	866

		指導月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
個別指導	情報提供														8
	再指導														21
	高点数														0
	その他														0
	特定共同指導														1
	小計														30
	新規														123
合計														153	

○個別指導の情報提供については、今後の情報提供により増加することもある。
 ○厚生労働省からの指示により、個別指導（高点数）は実施しない。

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。